

# 爭議日誌

九月

六八

十五日 組合は本部に於て理事會並に臨時總會を開催、總罷業決行を決議し、河口源太郎氏外一〇名代表として會社を訪問、第十七工場を除く工員は明朝より一齊罷業する旨申出で、且四月保留の要求六ヶ條を復活し更に團體協約權承認を附加した要求書を提出した。同日野田支部は「罷工の斷行に就いて」と題するビラを撒布した。

十六日 工員一、三五八名罷業決行。但し丸三運送店、野田運輸會社及び山下工場従業員は罷業に参加せず。會社側は當分休業する旨發表し、工場社員をして諸味、麴、其他原料の入手に忙殺さる。

十七日 刺殺工約三百名同情罷業を爲し刺工賃二割増額を要求し爭議團に投ず。第十八委員會本日より罷工。爭議團に於ては團長以下各責任者を選定し三七五名の防備隊を編成、爭議團本部及び休憩所を設置する等陣容を整へ、且つ第十七工場工員の爭議参加を懲罰すべく運動を開始した。

十八日 ビクツチンク益々嚴重、町内有志等消防本部に有志會を開き、警察署に警告を發し手配を嚴ならしむる様協議した。

十九日 會社は町内有志六〇名の會同を求め、爭議發生に至りし事情並に會社の立場を釋明し「所謂丸三問題に就いて」なる聲明書を町内其他に配布す。

工員側は爭議團本部に總會を開催、約八〇〇名集合氣勢を昂ぐ。

町榎屋の樽工三五〇名同情罷工を爲す。

二十日 工員側は午後六時半より劇場共業館に爭議真相發表演說會を開催し、小岩井相助兵、小泉七三氏外六名交々會社の亂彈を爲す。聽衆約一、五〇〇名。

爭議團には罷業以來各幹部詰切り謀議を凝しつゝ、ありしが會社の態度決定せざる爲め積極的行動なく各工員は毎朝八時迄に各其集合所に參集し幹部の人員點呼を受けたる後第十七工場工員の組合加入勸誘のため訪問班を組織して各町村に於ける同工場員の家庭訪問に主力を注ぎつゝあつた。斯かる爭議團側の第十七工場工員の組合加入勸誘に對し會社側は極力之を防止すべく毎日數名の社員を各町村に派し工員の慰問を爲すと共に慰問狀を發する等組合の侵入に備へ又會社本店に於て重役並に工場主任の會議を催し今後に於ける對策協議をする所があつた。本日爭議團は「總罷業に當りて我等の態度を聲明す」なるビラ配布。

二十一日 爭議團は野田購買利用組合棟上に於て関東釀造労働組合執行委員會開催、京濱支部、市川支部、野田支部より七名出席、小岩井相助兵より爭議決行に至る迄の經過を報告承認を求め對策を協議し、尙差當り應援は辭退すべきも形勢悪化の場合に於ては極力應援を乞ふ旨各支部に依頼した。

野田町長(茂木要右衛門氏)は新川村長等と會合し豚飼料たる醬油粕供給の必要上第十七工場の作業開始を懇談した。

二十二日 爭議團は飽く迄結束を固むべく、本日より改めて情報係として小岩井相助兵、野崎初太郎氏を選任し一般に對する指令を發した。

## 「情報」に関する指令

總ての情報に關しては左記各項嚴守の事

- 一、情報の總ては係以外に報せざる事
- 二、報すべき情報は秘密にする事
- 三、報告を終りたる情報は他に口外せざる事
- 四、根據なき報告を爲し或は夫れを流布したる者及び前三項を遵守せざる者は之を罰す

## 野田支部 爭議團

且つ爭議團は宣傳並に同情を求める爲め罷業團の家族を以て行商隊を組織し、附近各町村に亘り日用品の行商を開始した。他方爭議團

六九